

《概要版》 横浜市社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）

I 「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の全面見直しにあたって

1 趣旨

平成28年度の子童福祉法改正を受けて、平成29年8月に国から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、本市では、令和2年7月に本市の10か年の都道府県社会的養育推進計画（※）として「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和2年度～令和11年度）」（以下、「基本的な方針」という。）を定めて里親委託等を推進してきました。

令和4年6月成立の改正児童福祉法等を踏まえて、令和6年3月に国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の通知が発出され、各都道府県等は、令和6年度末までに既存の都道府県社会的養育推進計画を全面的に見直し、新たな計画を策定することとされました。

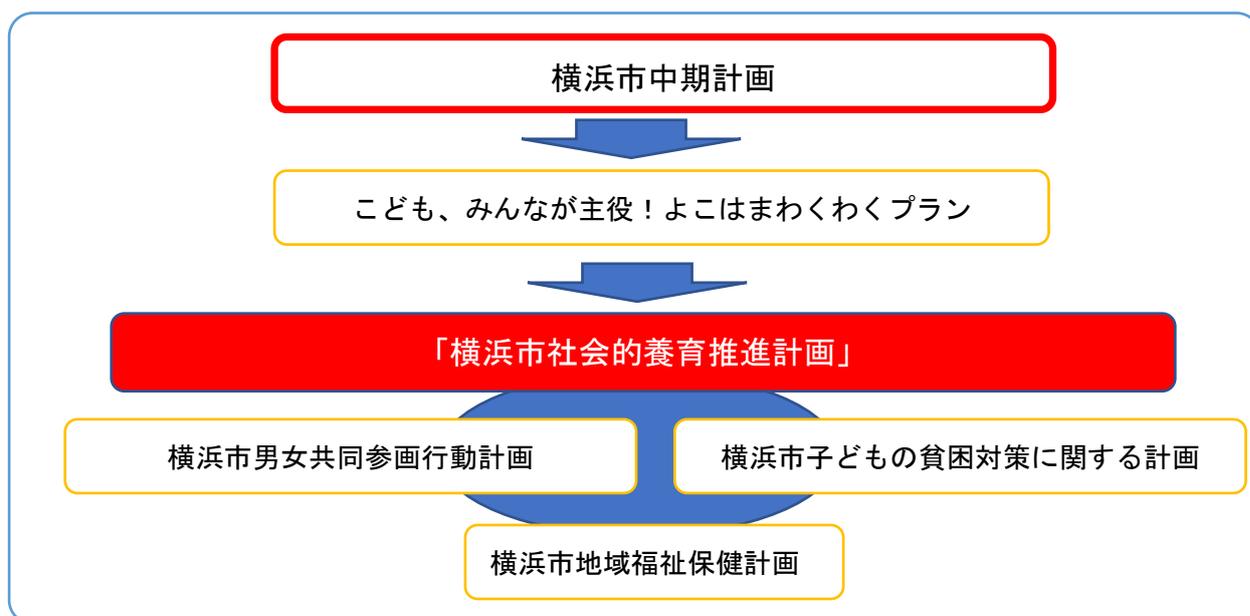
このことを受け、本市として、「基本的な方針」の令和7年度から令和11年度までの後期期間について全面的に見直しを行い、新たに「横浜市社会的養育推進計画」（以下、「推進計画」という。）として策定します。（※国の通知に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市において策定）

2 推進計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間（令和2年度～11年度の後期期間分）

3 本市における他の計画等との関係

「横浜市中期計画」及び現在策定を進めている「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）等関連計画と、連携・整合を図りながら、推進します。



Ⅱ 本市の社会的養護の状況

本市における児童人口の総数は年々減少しており、平成16年から令和6年の20年間で65,952人減少しています。また、令和2年の国勢調査の結果に基づく本市の将来人口推計では、更なる人口減少が予測されており、令和11年度には平成16年度対比で18%の児童人口の減少が見込まれています。

また、児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移については、令和元年度からの5年間では児童虐待の相談対応件数は増え続けており、令和5年度には過去最高の件数となりました。一方で一時保護件数はほぼ横ばいとなっています。

施設入所・里親委託児童数の推移に関しては、児童養護施設及び乳児院などの施設入所・里親委託児童数の推移では、里親委託の児童数が増加傾向にある一方で、社会的養護下にある児童数全体としてはほぼ横ばいの状況となっています。

Ⅲ 項目ごとの「本市の現状と課題」及び「本市の目標・方向性」

【横浜市社会的養育推進計画の項目】

- 1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）
- 3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- 4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組
- 5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- 6 一時保護改革に向けた取組
- 7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 11 児童相談所の強化等に向けた取組
- 12 障害児入所施設における支援

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

【現状と課題】

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続していくにあたって、まずはパーマネンシー保障の定義を定める必要があります。
- ・家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のためには、区役所と児童家庭支援センターを中心とした地域資源の連携が必要です。
- ・令和7年度からの後期分の計画からは、計画の進捗について自己点検・評価を実施し、児童福祉審議会への報告及びホームページ等での公表を行う必要があります。

【目標・方向性】

- ・推進計画においては、パーマネンシー保障を「親子関係の修復に配慮しつつ、こどもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、こどもの成長を支援すること」と定義します。

- ・アーリーヘルプ（※）を重視した支援の取組として、児童相談所や区が、保育所や学校等に子どもや家庭の見守りのポイントについて助言などを行うことにより、DV、アルコール依存等の背景があり不適切養育の恐れのある家庭を、早い段階で必要な支援窓口につなぎます。
- ・推進計画は、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、結果を児童福祉審議会へ報告するとともに、市ホームページで公表を行っていきます。

※アーリーヘルプ：子どもの健康や発達等を脅かす課題を抱えた家族に対して、できるだけ早い段階で、身近な機関が子どもの家族のパートナーとなって支援を行い、警察や法的介入のレベルに至るのを予防するサービスのこと。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）

【現状と課題】

- ・令和4年度から市内4か所の一時保護施設においてアドボケイト事業を開始し、一時保護施設入所児童の意見表明を支援しています。令和6年4月からは、改正児童福祉法に基づく意見聴取等措置、意見表明等支援事業として、子どもの権利擁護に関する取組について拡充を図っています。
- ・令和6年9月からは施設入所児童と里親委託児童への意見表明支援事業を事業者に委託し、制度の拡充を図っています。制度の拡充にあたっては、施設・里親・児童相談所など関係者に対する啓発や理解醸成を継続し、関係機関が具体的な指標や取組などの共通認識を持つことが大切です。

【目標・方向性】

- ・施設や里親等のもとで生活する子どもが普段の生活の中で「自然体で意見を言えること」が重要です。生活の中で里親、施設職員、児童相談所職員など様々な人が子どもの声に耳を傾け、大人が自らの意見に向き合ってくれた経験が十分になされるよう、子どもの声に耳を傾ける土壌づくりを目指し、関係者への啓発活動を行っていきます。
- ・子どもの意見を支援に生かせるよう、意見聴取等の措置を確実に実施するとともに、第三者性を担保できる意見表明支援員の養成に継続的に取り組みます。

3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

【現状と課題】

- ・令和6年度からは、児童福祉法等の改正により市町村に設置が規定された「こども家庭センター」機能を各区のこども家庭支援課に順次設置し、これまで以上に母子保健部門と児童福祉部門の職員の連携・協働を深め、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない包括的な相談支援に取り組み始めています。
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、児童家庭支援センターで実施しており、ファミリーホームや里親での事業は未実施となっています。将来的には、家庭環境において短期的な預かりを行うメリットを踏まえ、里親宅での子育て短期支援事業の実施検討が必要です。
- ・令和4年度に18区への全区設置が完了して、現在は1区に1か所の横浜型児童家庭支援センター（以下、児童家庭支援センター）が運営されています。児童家庭支援センターが在宅支援のケースに早期介入していくことによりケースの重篤化を未然に防いでいます。

【目標・方向性】

- ・こども家庭センター機能は令和6年度から各区のこども家庭支援課に順次設置し、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営を行っています。また、要保護児童対策地域協議会との連携を強化していきます。
- ・子育て短期支援事業、親子関係形成支援事業等の家庭支援事業を実施するとともに、里親による子育て短期支援事業の実施に向けて検討を進めていきます。
- ・児童家庭支援センターの機能強化及び区役所や児童相談所との連携を強化していきます。

4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組

【現状と課題】

- ・こども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクの留意すべきポイントとして、妊娠の届出がない、母子健康手帳が未発行等の養育者の側面があげられています。また、妊産婦等生活援助事業の実施を検討する上で、現在の妊娠期支援事業と妊産婦等生活援助事業のそれぞれの特性を踏まえた上で、事業の整理・統合など、様々な選択肢を踏まえ、実施に向けて速やかに検討していく必要があります。

【目標・方向性】

- ・妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に個別面接を実施するとともに、特定妊婦の支援の質向上のための職員向け研修を実施します。また、妊産婦生活援助事業の実施に向けて検討を進めていきます。

5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

【現状と課題】

- ・1件当たりの一時保護日数を全国平均と比較すると、本市は20日程度多くなっており年々長期化する傾向にあります。
- ・里親等委託率の目標値の設定を主眼とした現行計画では、代替養育が必要なこども数を「里親・ファミリーホームに委託し、又は乳児院・児童養護施設に入所させて養育することが必要である者の数」と定義していますが、この定義を拡大するとともに、潜在的需要も含めます。

【目標・方向性】

- ・施設や里親などの社会的養護下にある児童のほか、潜在的需要として一時保護日数が2か月以上の児童及び複数回一時保護された児童数も含めた代替養育を必要とするこどもの数を、令和11年度に1,252人と見込んでいます。
- ・推進計画期間中の各年度の代替養育を必要とするこどもの総数は、潜在的需要を含めることで、令和5年度までの実績と比較して2～3割は増加しますが、児童数の減少や早期支援の取組等により、徐々に減少することが見込まれます。

6 一時保護改革に向けた取組

【現状と課題】

- ・一時保護は、児童相談所付設の一時保護施設で実施するだけでなく、こどもの状況に応じて様々な受入先を用意する必要があります。

【目標・方向性】

- ・児童相談所付設の一時保護施設だけでなく、こどもの状況に応じて、児童養護施設等や里親、医療機関など、多様な一時保護先の確保に取り組みます。また、一時保護期間の短縮や、一時保護施設の環境改善にも取り組みます。

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

【現状と課題】

- ・本市では児童相談所を介した特別養子縁組成立数は僅かであり、里親委託率も全国平均より低い状況になっています。
- ・親子関係の再構築支援にあたっては親支援が重要となりますが、親自身に逆境的小児期体験（ACEs）があることや、精神疾患があるなど生きづらさを抱えていることも多く、支援の難しさがあります。その修復のための支援には相当の専門性が求められます。
- ・特別養子縁組による長期間のこどもの養育の中で、縁組ならではの悩みや課題もあります。縁組による養育の良い点だけでなく、取り組むべき課題をこどもの委託前に養育者が学ぶ機会を民間機関等と連携しながら提供することも必要です

【目標・方向性】

- ・児童相談所においてはパーマネンシー保障を担う職員体制を構築するとともに、養育里親、親族里親への積極的な委託を進めていきます。
- ・親子関係再構築にあたっては、児童相談所の業務役割の見直しのほか、区役所や里親、児童養護施設等との連携を強化していきます。
- ・特別養子縁組をより良い代替養育の選択肢の一つとして検討し、早期の段階で判断を行うとともに、縁組成立後も継続した支援ができる体制を構築していきます。

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【現状と課題】

- ・本市の里親等委託こども数は依然として少ない状況にあります。それには、養育里親数の不足、ファミリーホーム数の不足、課題のあるこどもの委託、などの課題があります。
- ・現在は令和5年9月からNPO法人が里親フォスタリング機関として全市をカバーして里親フォスタリング事業を実施し、まずは里親登録者の確保を重点に事業を行っています。今後の里親支援センター化に向けた課題整理が必要です。

【目標・方向性】

- ・里親委託が必要なこども数及び里親登録数の増加見込み数を勘案し、令和11年度末の里親委託率の目標を36.8%とします。
- ・引き続き、里親の確保や適切なマッチング、民間フォスタリング機関と連携して地域における里親支援の推進等に取り組むとともに、ファミリーホームの新規開設を支援します。

- ・令和7年度に行政及び関係者による「里親支援センター等のあり方検討会」を設置し、里親支援センター等の将来像を検討したうえで、今後の設置に向けて検討を進めていきます。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現状と課題】

- ・施設養育は、家庭養育では受入れが困難なこどもに対して、安全な環境で専門的なケアが提供できるほか、家庭に拒否感がある児童の養育や、兄弟姉妹が離れることなく同じ環境で養育できるというメリットがあるため、今後も一定のニーズがあると思われます
- ・より困難な課題を抱えているこどもを受け入れられる施設が限られています。

【目標・方向性】

- ・一人ひとりのニーズに応えられるよう、多様な施設形態・種別を確保します。
- ・乳児院や児童養護施設の多機能化、高機能化を推進します。また、公立施設のあり方の検討や医療機関との連携強化についても取り組んでいきます。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【現状と課題】

- ・社会的養護経験者の支援ニーズを把握し、効果的な自立支援のための環境整備をすることを目的に令和6年度にアンケート調査を行いました。
- ・社会的養護自立支援拠点事業は、これまで里親・施設等の退所者を対象としていましたが、令和6年4月から「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者」も対象者として拡大されました。

【目標・方向性】

- ・令和6年度実施の社会的養護自立支援実態把握調査の結果を参考に、ニーズに対応した自立支援を実施します。
- ・利用者の声を反映し、社会的養護自立支援拠点事業をより利用しやすい事業にしていきます。また、地域でこどもたちを支援している関係者等の繋がりを促進し、地域資源を積極的に活用できる仕組みづくりを進めます。

11 児童相談所の強化等に向けた取組

【現状と課題】

- ・児童福祉司等の増員が必要なため、年々、人材確保は困難を極めています。また、児童相談所職員的大幅な増員に伴い、経験年数が少ない職員が増え、新しい研修体制の構築や職員の業務に関する精神的な負担の軽減も課題です。
- ・令和6年度に南部児童相談所の新築移転、令和8年度に東部児童相談所（仮称）が設置される予定となっており、計画的に児童相談所の設置を推進しています。

【目標・方向性】

- ・研修へ参加しやすい職場環境をつくとともに研修の充実を図り、人材の確保及び専門性の向上を図ります。

- ・国の基準を参酌し、児童虐待対応件数や交通機関利便性等を考慮し、児童相談所について適切に整備・運営を行います。

12 障害児入所施設における支援

【現状と課題】

- ・福祉型障害児入所施設の入所形態は、措置による入所児童が多く、障害の程度としては、軽度の知的障害のある児童の割合が多くなっています。また、児童養護施設等から福祉型障害児入所施設への措置変更により入所する児童も増えつつあります

【目標・方向性】

- ・できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うため、施設内の環境を整えるとともに、社会的養育への理解のある人材を育成していきます。

【評価のための主な指標】

国の策定要領では、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定することとされており、計画の進捗について、毎年度、当該指標により自己点検・評価を行います。

《本計画の対象となるこども数の全体像》

○代替養育を必要とするこども数の見込み

[令和6年度推計：1,341人 ⇒ 令和11年度見込み：1,252人]

《家庭養育支援のための指標》

○こども家庭センターの設置数

[令和6年度：3か所 ⇒ 令和11年度目標：18か所]

○子育て短期支援事業（ショートステイ）利用者数

[令和5年度実績：646人 ⇒ 令和11年度目標：845人]

《社会的養護を必要とするこどものための指標》

○里親等委託率

[令和5年度実績：20.7% ⇒ 令和11年度目標：36.8%]

○小規模かつ地域分散化を希望する施設に対する財政的支援等実施か所数

[令和5年度実績：13か所 ⇒ 令和11年度目標：21か所]